

平成29年度

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 9 号)

兵庫県南あわじ市

議案第 6 0 号

平成 2 9 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 2 9 年度南あわじ市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 1, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 4 8 5, 2 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		2,006,438	24,300	2,030,738
	2. 国庫補助金	391,819	24,300	416,119
20. 市債		2,537,600	186,800	2,724,400
	1. 市債	2,537,600	186,800	2,724,400
歳入合計		26,274,145	211,100	26,485,245

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,596,686	211,100	2,807,786
	2. 小学校費	266,997	184,400	451,397
	3. 中学校費	175,589	26,700	202,289
歳出合計		26,274,145	211,100	26,485,245

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	空 調 設 備 整 備 事 業	184,400千円
10. 教 育 費	3. 中 学 校 費	特 定 天 井 改 修 事 業	26,700千円

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前					補正後						
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の 方 法
義務教育施設整備事業	14,800	証書借 入または証券 発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	10	2	公的資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他場合にはそ の債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、または 許可等により 繰上償還もし しくは低利に 借換えること ができる。	201,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	20	3	補正前 に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金	2,006,438	24,300	2,030,738
20. 市債	2,537,600	186,800	2,724,400
歳入合計	26,274,145	211,100	26,485,245

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 教育費	2,596,686	211,100	2,807,786	24,300	186,800		
歳出合計	26,274,145	211,100	26,485,245	24,300	186,800		

2. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
7. 教育費国庫補助金	54,851	24,300	79,151	2. 小学校費補助金	15,600	学校施設環境改善交付金 (小学校)	15,600
				3. 中学校費補助金	8,700		
計	391,819	24,300	416,119				

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8. 教育債	560,500	186,800	747,300	1. 学校教育債	186,800	義務教育施設整備事業	186,800
計	2,537,600	186,800	2,724,400				

3. 歳出

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 施設整備費	4,000	184,400	188,400	15,600	168,800		13. 委託料	4,400	工事監理業務委託料 4,400	
							15. 工事請負費	180,000	空調設備工事費 180,000	
計	266,997	184,400	451,397	15,600	168,800					

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 施設整備費	0	26,700	26,700	8,700	18,000		13. 委託料	700	工事監理業務委託料 700	
							15. 工事請負費	26,000	大規模改造工事費 26,000	
計	175,589	26,700	202,289	8,700	18,000					

議案第 6 1 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南あわじ市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p>	<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介</u></p>	

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 24,600円

(2)・(3) 略

第6条以下 略

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 24,600円

(2)・(3) 略

第6条以下 略

議案第 6 2 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例

南あわじ市陸の港西淡条例（平成 17 年南あわじ市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「(待合所及び事務所)」を削り、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) サイクルステーション（休憩所及びレンタサイクル）

第 5 条中「終日」を「別表第 1 のとおり」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、市長が施設の管理上必要と認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

第 6 条第 6 号中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第 8 条から第 10 条までを次のように改める。

（レンタサイクルの利用）

第 8 条 レンタサイクルを利用できる者は、レンタサイクルの利用について安全上支障がない者であって、次の各号に掲げるレンタサイクルの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 電動アシスト自転車 中学生以上の者

(2) 前号の自転車以外のもの 小学生以上の者（小学生が利用する場合は、保護者等が引率するものに限る。）

2 レンタサイクルを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、レンタサイクルの利用を許可しない。

(1) 貸出し可能なレンタサイクルがないとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) レンタサイクルを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 酒気を帯びていると認められるとき。

(5) 安全な走行ができないおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定によりレンタサイクルの利用の許可を受けた者（以下「レンタサイクル利用者」という。）は、その権利を転貸し、又は譲渡してはならない。

（使用料）

第9条 レンタサイクル利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があるとき、使用料を減免し、又は免除することができる。

3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消し等）

第10条 市長は、レンタサイクル利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 災害等によりレンタサイクルの利用ができないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、レンタサイクルの管理上必要があるとき。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条 市は、適当と認めるときは、指定管理者にレンタサイクルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、レンタサイクル利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金は、別表第2に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、

又は免除することができる。

5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、返還することができない。ただし、指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、その全部又は一部を返還することができる。

6 第9条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

第12条第2項第3号中「前2号」を「前3号」とし、同号を同項第4号とし、同項第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) レンタサイクルの利用許可に関すること。

第12条第3項中「第7条」の次に「、第8条及び第10条」を加え、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(返却義務)

第11条 レンタサイクル利用者は、レンタサイクルの利用を終了し、又は中止したときは、直ちにレンタサイクルを返却しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の停止を受けたときも、同様とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

施設名	利用時間
休憩棟及びサイクルステーション (レンタサイクルを除く。)	午前5時30分から午後10時まで
サイクルステーション(レンタサイクルに限る。)	午前8時から午後6時まで
上記以外の施設	終日

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1台につき)
電動アシスト自転車	1日利用（4時間）	1,000円

	未満)	
	1 日利用 (4 時間 以上)	1, 500 円
	2 日利用	2, 250 円
	3 日利用	3, 000 円
その他自転車	1 日利用	500 円
	2 日利用	750 円
	3 日利用	1, 000 円

備考 1 日利用とは、午前 8 時から午後 6 時までの利用を、2 日利用とは、
利用開始日から翌日午後 6 時までの利用を、3 日利用とは、利用開始日
から 2 日後の午後 6 時までの利用をいう。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市陸の港西淡条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略 (設置施設)</p> <p>第3条 陸の港には、次に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1) 休憩棟 <u>(待合所及び事務所)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第4条 略 (利用時間)</p> <p>第5条 陸の港の利用時間は、<u>終日とする。ただし、休憩棟については、午前5時30分から午後10時までの間とする。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 陸の港では、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、陸の港の管理に支障を及ぼす<u>恐れ</u>のある行為</p>	<p>第1条・第2条 略 (設置施設)</p> <p>第3条 陸の港には、次に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1) 休憩棟</p> <p>(2) <u>サイクルステーション (休憩所及びレンタサイクル)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>第4条 略 (利用時間)</p> <p>第5条 陸の港の利用時間は、<u>別表第1のとおりとする。ただし、市長が施設の管理上必要と認めるときは、当該利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 陸の港では、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、陸の港の管理に支障を及ぼす<u>おそれ</u>のある行為</p>	

第7条 略

(専用使用の許可)

第8条 休憩棟のうち事務所を専用使用する者は、市長の許可を受けなければならない。

(専用使用許可の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により許可を受けた者（以下「専用使用

第7条 略

(レンタサイクルの利用)

第8条 レンタサイクルを利用できる者は、レンタサイクルの利用について安全上支障がない者であって、次の各号に掲げるレンタサイクルの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 電動アシスト自転車 中学生以上の者
- (2) 前号の自転車以外のもの 小学生以上の者（小学生が利用する場合は、保護者等が引率するものに限る。）

2 レンタサイクルを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、レンタサイクルの利用を許可しない。

- (1) 貸出し可能なレンタサイクルがないとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) レンタサイクルを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (5) 安全な走行ができないおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定によりレンタサイクルの利用の許可を受けた者（以下「レンタサイクル利用者」という。）は、その権利を転貸し、又は譲渡してはならない。

(使用料)

第9条 レンタサイクル利用者は、別表第2に定める使用料を納付し

者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 第6条各号の規定に該当したとき。
- (3) 陸の港施設の管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、陸の港の管理上支障があるとき。

2 前項の取消しにより専用使用者が受けた損害に対し、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 専用使用者は、別表に定める額を使用料として納付しなければならない。

2 納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

なければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免し、又は免除することができる。

3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、レンタサイクル利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害等によりレンタサイクルの利用ができないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、レンタサイクルの管理上必要があるとき。

第11条 略

(管理の代行等)

第12条 略

2 前項の規定により指定管理者に陸の港の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) 使用者又は使用者以外の者が陸の港施設の物件を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手續に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この規定を適用する。

(返却義務)

第11条 レンタサイクル利用者は、レンタサイクルの利用を終了し、又は中止したときは、直ちにレンタサイクルを返却しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の停止を受けたときも、同様とする。

第12条 略

(管理の代行等)

第13条 略

2 前項の規定により指定管理者に陸の港の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 略

(2) レンタサイクルの利用許可に関すること。

(3) 利用者又は利用者以外の者が陸の港施設の物件を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手續に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条、第8条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この規定を適用する。

(利用料金)

第14条 市は、適当と認めるときは、指定管理者にレンタサイクルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第10条関係）

<u>区分</u>	<u>使用料（1箇月につき）</u>
事務所	50,000円

場合において、レンタサイクル利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金は、別表第2に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、返還することができない。ただし、指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、その全部又は一部を返還することができる。

6 第9条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

<u>施設名</u>	<u>利用時間</u>
<u>休憩棟及びサイクルステーション（レンタサイクルを除く。）</u>	<u>午前5時30分から午後10時まで</u>
<u>サイクルステーション（レンタサイクルに限る。）</u>	<u>午前8時から午後6時まで</u>
<u>上記以外の施設</u>	<u>終日</u>

別表第2（第9条関係）

<u>レンタサイクルの区分</u>	<u>利用区分</u>	<u>使用料 (1台につき)</u>
<u>電動アシスト自転車</u>	<u>1日利用(4時間未満)</u>	<u>1,000円</u>
	<u>1日利用(4時間以上)</u>	<u>1,500円</u>
	<u>2日利用</u>	<u>2,250円</u>
	<u>3日利用</u>	<u>3,000円</u>
<u>その他自転車</u>	<u>1日利用</u>	<u>500円</u>
	<u>2日利用</u>	<u>750円</u>
	<u>3日利用</u>	<u>1,000円</u>

備考 1日利用とは、午前8時から午後6時までの利用を、2日利用とは、利用開始日から翌日午後6時までの利用を、3日利用とは、利用開始日から2日後の午後6時までの利用をいう。

議案第63号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

平成30年2月5日

2 事故発生場所

洲本市上内膳144番地3

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権及び債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

相手車が県道を右折途中、公用車が確認を怠り後方から衝突した。

議案第64号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

平成30年1月13日

2 事故発生場所

南あわじ市灘土生302番地

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）90%、乙（相手方）10%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権及び債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

診療所より公道に左折して出ようとしたところ確認の注意を怠り、右方より直進していた相手車両の左ドア部分に接触した。